び福岡国税局にあっては課税第二部とする。）の酒税課又は仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の課税第二部の統括国税調査官又は熊本国税局の課税部の統括国税調査官又は沖縄国税事務所の間税課（以下「課税第二部統括国税調査官等」という。）の所掌に属する事務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一　酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び国際観光旅客税（以下「酒税等」という。）の課税標準の調査並びに酒税等に関する検査で、次条の規定により国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が指定する製造場等（次条第一号の表の中欄に掲げる製造場、積込みの場所（航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）に規定する航空機燃料の取卸しの場所を含む。）、充填場、採取場、承認輸入者、事務所等、一般送配電事業者又は国内事業者をいう。以下同じ。）に係るもの

二　酒税等につき重要な犯則があると認められる納税者についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分

（指定の基準等）

第二条　国税局長は、前条第一号に掲げる課税第二部統括国税調査官等の所掌に属する事務に関し、次の各号に掲げる製造場等を指定する。

一　次の表の中欄に掲げる製造場等の区分に応じ、指定の日の属する年の前三年以内のいずれかの年において、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当する製造場等。ただし、国税局長が特に課税第二部統括国税調査官等において当該製造場等に係る酒税等の課税標準の調査及び酒税等に関する検査を行わせる必要がないと認めるものを除く。

番号	製造場等の区分	基準
	［略］	
10	国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）に規定する国内事業者	当該国内事業者の一年中の特別徴収に係る国際観光旅客税の額が五千万円以上であること

二　［略］

（指定の通知等）

第四条　国税局長は、第二条の規定により製造場等を指定したとき及び前条の規定により当該指定を解除したときは、速やかに、その旨を当該製造場等に係る酒税等の納税者（当該製造場等が事務所等であるときは、当該事務所等を設置する法人）に通知する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

び福岡国税局にあっては課税第二部とする。）の酒税課又は仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の課税第二部の統括国税調査官又は熊本国税局の課税部の統括国税調査官又は沖縄国税事務所の間税課（以下「課税第二部統括国税調査官等」という。）の所掌に属する事務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一　酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税及び電源開発促進税（以下「酒税等」という。）の課税標準の調査並びに酒税等に関する検査で、次条の規定により国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が指定する製造場等（次条第一号の表の中欄に掲げる製造場、積込みの場所（航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）に規定する航空機燃料の取卸しの場所を含む。）、充填場、採取場、承認輸入者、事務所等又は一般送配電事業者をいう。以下同じ。）に係るもの

二　酒税等につき重要な犯則があると認められる納税義務者についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一章の規定に基づく犯則事件の調査及び処分

（指定の基準等）

第二条　国税局長は、前条第一号に掲げる課税第二部統括国税調査官等の所掌に属する事務に関し、次の各号に掲げる製造場等を指定する。

一　次の表の中欄に掲げる製造場等の区分に応じ、指定の日の属する年の前三年以内のいずれかの年において、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当する製造場等。ただし、国税局長が特に課税第二部統括国税調査官等において当該製造場等に係る酒税等の課税標準の調査及び酒税等に関する検査を行わせる必要がないと認めるものを除く。

番号	製造場等の区分	基準
	［同上］	
［新設］	［新設］	［新設］

二　［同上］

（指定の通知等）

第四条　国税局長は、第二条の規定により製造場等を指定したとき及び前条の規定により当該指定を解除したときは、速やかに、その旨を当該製造場等に係る酒税等の納税義務者（当該製造場等が事務所等であるときは、当該事務所等を設置する法人）に通知する。